

# お知らせ〈感染症〉

保護者様

江東めぐみ幼稚園

お子様が感染症の病気になった場合、完全に治してから登園しましょう。  
ご参考までに学校保健法に定められた感染症について付記いたします。  
登園停止の期間については、症状により医師から感染のおそれがないと認められたときはこの限りではありません。

	病名	登園停止の期間
1	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過するまで
2	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
3	麻疹(はしか)	解熱した後、3日を過ぎるまで
4	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後、5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
5	風疹(三日ばしか)	発疹が消えるまで
6	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
7	困頭性結膜炎(プール熱)	おもな症状がなくなった後2日を過ぎるまで
8	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	伝染のおそれがないと認められるまで
9	腸管出血性大腸菌感染症	伝染のおそれがないと認められるまで
10	流行性角結膜炎(はやり目)	伝染のおそれがないと認められるまで
11	急性出血性結膜炎	伝染のおそれがないと認められるまで
12	コロナウイルス感染症	発症した後5日を過ぎ、かつ解熱後3日を経過するまで

※登園するときにお持ちください。

✕ きりとりせん ✕

## 完 治 証 明 書

江東めぐみ幼稚園園長 殿

組 園児名

病名: \_\_\_\_\_

登園停止期間: \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ~ \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 医師名